

「新型コロナウイルス修学支援募金」のお願い

学校法人永原学園理事長 福元裕二
西九州大学学長 久木野憲司
西九州大学短期大学部学長 福元裕二
西九州大学佐賀調理製菓専門学校
校長 峰松藤一郎

学校法人永原学園学生をご支援いただいている皆様へ

皆様におかれましては常日頃から学校法人永原学園西九州大学、西九州大学短期大学部そして西九州大学佐賀調理製菓専門学校の教育研究並びに学校運営にひとかたならぬご理解とご支援を賜り心より御礼を申し上げます。

今年度は当初より新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大防止のために緊急事態宣言が出され、本学園も入学式の中止や学内立ち入り禁止などの措置を講じました。新入生、在學生や保護者・保証人の皆様には大変辛い思いをされたことと推察いたします。5月末に、緊急事態宣言は全国的に解除されましたが、COVID-19が国内外の経済に及ぼした影響は、数値が明らかになるにつれ、計り知れないものであることがわかってきました。学資を支える保護者・保証人の収入減や学生本人のアルバイト収入の途絶といった学業継続を危うくする経済的な問題に直面している学生が全国に多数いることも報じられました。本学園では、経済的に困窮する学生に対して本学園独自の「修学支援金」の給付を5月中旬に決定し、6月末には2千2百万円の支援金を届けました。

10月になって第2波の感染者数も減少に転じてはいますが、いまだに全国で毎日500人程度の新規感染者が出ており、収束の兆しは全く見えていません。我が国の経済は、リーマンショックを遥かにしのぐ落ち込みとなっており、今後の展開次第では、さらに学生の学業継続が危ぶまれる状況です。これからも引き続き本学園は学生の修学支援に注力していく所存です。

本学園は、建学以来、「栄養」から始まる「健康と福祉」に係る専門職業人の養成を行い、多くの方々からご寄付等を含む多大なるご支援に支えられ、これまで教育研究を実施してきました。建学の精神「世界文化の向上と人類福祉に寄与する人物の養成」に賛同して学ぶ学生がCOVID-19のためにキャンパスを去ることがあってはなりません。学校法人永原学園の教育研究にご理解を示してくださるの方々、本学園学生の未来を案じてくださる方々に、広く篤志をお願いする次第です。

皆様方も、COVID-19感染拡大が続く様々な制約の中で対応に苦慮されているところ誠に恐縮ではございますが、本学園学生の学費支援に是非ともお力添えいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

個人の皆様

ご寄附の方法

クレジットカード決済（VISA、Master、JCB、AMEX、Diners）、コンビニ決済（セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート他）、銀行決済（Pay-easy決済）をご利用ください。
ご不明な点等は本学園法人本部財務課までご連絡ください。

—お問い合わせ—

学校法人永原学園 法人本部財務課

〒840-0806 佐賀県佐賀市神園三丁目18番15号

TEL：0952-31-6806 FAX：0952-31-9044

E-mail:hojin@nisikyu-u.ac.jp

【法人本部／平日（月～金）8：50～17：50】

※ 永原学園から、お電話による勧誘や現金振込をお願いすることは一切ありません。

ご寄附の流れ

1. 株式会社エフレジが運営する「寄附金オンライン支払い」のインターネットサイトへ移動してのお申込みとなります。

入力作業が完了し、決済まで終了した後、学園にて入金を確認させていただいたのちに、受領書を発送させていただく流れとなりますが、その際、受領書の発行日付はお申込み受付日やカード決済口座からのお振替日ではなく、カード会社から学園へ寄附金が入金された日となります。通常、入金にはお申込み受付日より2～3ヶ月程度のお時間を要することになります。そのため、10月以降にクレジットカードをご利用しての寄附をお申込みの場合は、受領書の発行日付が翌年となることがあり、その場合は寄附金控除も本年度の対象とはならず、翌年の対象となりますことを、あらかじめご了承ください。



2. 受領書のお受け取り

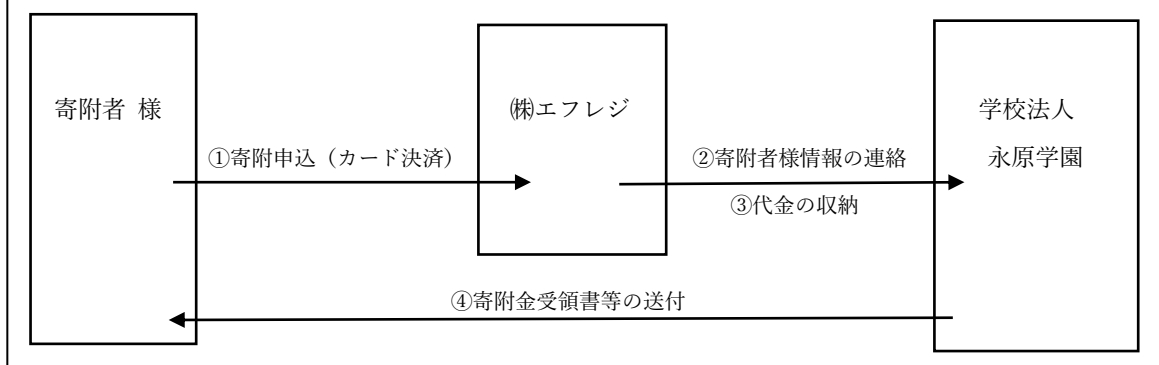
寄附金のご入金の確認ができ次第、「寄附金受領書」と「税額控除に係る証明書（写）」または「特定公益増進法人の証明書（写）」をお送りいたします。



3. 確定申告の手続き

税制上の優遇措置を受けるためには、「寄附金受領書」と「税額控除に係る証明書（写）」または「特定公益増進法人の証明書（写）」の書類を添えて寄附された翌年の確定申告時に所轄税務署へ確定申告をご提出ください。

(個人様からのご寄附金に係る関連図)



ご寄附の方法

学校法人永原学園は、寄附金募集について、文部科学省から特定公益増進法人の証明書交付を受けております。本学園にご寄附いただきました場合は、税制上の優遇措置を受けることができます。

(1) 所得税法上の寄附金控除

個人が2千円を超えるご寄附をされた場合は、所得税法上、寄附金控除としてその年の課税所得金額から控除されます。

$$\text{【所得税控除額】} \quad (\text{寄附金額} - 2 \text{千円}) \times 40\% = \text{寄附金控除}$$

詳細については、国税庁HP（寄附金を支出したとき）をご確認ください。

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm

(2) 地方団体の条例により指定された寄附金に係る寄附金控除

平成23年度税制改正により、本学園へ寄附金を寄附金税額控除の控除対象寄附金として条例で指定している都道府県・市区町村にお住まいの方は、住民税の寄附金税額控除の適用を受けることができます。

【個人住民税における税額控除額】

$$= (\text{寄附金額} - 2 \text{千円}) \times \text{控除率} * (\text{控除対象限度額：総所得金額の} 30\%)$$

* 控除率

都道府県指定寄附金は道府県民税から4%税額控除

市町村指定寄附金は市町村民税から6%税額控除

※ 本学園は佐賀県、佐賀市、及び唐津市等の市町村から寄附金税額控除対象法人等の指定を受けております。（以下のHPよりご確認ください）

佐賀県における条例指定の状況は、以下の佐賀県経営支援本部税務課HPでご確認することができます。

なお、市町村における条例等詳細については、お住まいの市町村の税務担当課にお問い合わせ下さい。

佐賀県寄附金税額控除対象法人HP

https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00332303/3_32303_158851_up_xe6lpg8p.pdf

佐賀県経営支援本部税務課HP

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00332303/index.html>

佐賀県個人住民税における寄付金税制（都道府県・市町村以外）改正のあらまし

https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00332303/3_32303_2_kifukin23.pdf

※ 寄附金控除を受けるための手続き等について

1. 所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受ける場合は、税務署に対して所得税の確定申告をする必要があります。
2. 所得税の確定申告書を提出せず、個人住民税の寄附金税額控除のみの適用を受けるためには、市町村に対する簡易な申告によることができます。
3. 上記の申告に当たっては、本学が発行する寄附金受領書を添付する必要があります。
4. 個人住民税の寄附金税額控除の適用の可否は、寄附金を支払った年の翌年1月1日現在の住所地の都道府県・市町村における条例指定の内容により判定されます。

※ **新入生の入学の年のご寄附の場合**には、税法上「学校の入学に関してなす寄附金」とみなされ、控除の対象とはなりません。あらかじめご承知おきください。（翌年1月1日以降の寄附からは寄附金控除の対象となります。）

法人の皆様

ご寄附の方法

本学園法人本部財務課までご連絡ください。

寄附申込書、振込用紙等の関係書類をお届けします。

—お問い合わせ—

学校法人永原学園 法人本部財務課

〒840-0806 佐賀県佐賀市神園三丁目18番15号

TEL: 0952-31-6806 FAX: 0952-31-9044

E-mail: hojin@nisikyu-u.ac.jp

【法人本部／平日（月～金）8：50～17：50】

※ 永原学園から、お電話による勧誘や現金振込をお願いすることは一切ありません。

税制上の優遇措置

法人・団体等からの寄附金につきましては、法人税法に基づいて当該事業年度の損金に算入することができます。

算入の手続きは「特定公益増進法人に対する寄附金」と「受配者指定寄附金」のどちらかを選択することができます。

※ 法人格の無い団体等は、減免措置を受けられませんので、あらかじめご承知おきください。

- (1) 特定公益増進法人に対する寄附金（寄附金を一定の限度額まで損金に算入できます）
学校法人永原学園は、寄附金募集について、文部科学省から特定公益増進法人の証明書交付を受けております。
- 一定の損金算入限度額に相当する金額まで、別枠で加算して損金に算入されます。
損金算入の手続きには、本法人が発行する「寄附金受領書」と「特定公益増進法人の証明書（写）」が必要となります。

ご寄附の流れ（本学園にご寄附される場合）

1. お問い合わせ
法人本部財務課へご連絡ください。「寄附申込書」等所定の書類等を送付します。
- ▼
2. 寄附申込書の送付
「寄附申込書」の所定の項目をご記入の上、本学園へご送付ください（郵送、窓口持参）。
- ▼
3. 寄附金のお振り込み
本学園指定の銀行口座にお振り込み下さい。（別途ご案内をさせていただきます）
- ▼
4. 受領書のお受け取り
寄附金のご入金の確認ができ次第、「寄附金受領書」と「特定公益増進法人の証明書（写）」をお送りいたします。
- ▼
5. 法人税の申告手続き
「寄附金受領書」と「特定公益増進法人の証明書（写）」によって損金算入の手続きができます。

損金算入限度額

特定公益増進法人に対する寄附金の制度を利用いただく場合、その区分に応じて計算した（特別損金算入限度額）以内の金額は、一般の寄附金とは別枠で損金の額に算入されます。

「特定公益増進法人に対する寄附金」の損益算入限度額の計算については、以下の国税庁HPをご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5283.htm>

「文部科学省 特定公益増進法人制度について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/003/003.htm

(2) 受配者指定寄附金（寄附金の全額を損金に算入できます。）

日本私立学校振興・共済事業団(以下、私学事業団)の【受配者指定寄付金】の制度により、国や地方公共団体への寄附金と同様に、寄附金全額の損金算入が可能となります。また、寄附金額が前述(1)の特定公益増進法人に対する寄附金の制度の損金算入限度額を超える場合にはこの制度を利用することにより、寄附金額全額を損金として算入することが可能です。損金算入手続きには、私学事業団が発行する「寄附金受領書」が必要となります。

ご寄附の流れ（受配者指定寄付金：私学事業団を通じてのご寄附を希望される場合）

1. お問い合わせ

法人本部財務課へご連絡ください。「寄附申込書」等所定の書類等を送付します。



2. 寄附申込書の送付

「寄附申込書(私学事業団様式1-1)」の所定の項目をご記入の上、本学園へご送付下さい。
(郵送、窓口持参)



3. 寄附金のお振り込み

本学園指定の銀行口座にお振り込み下さい。(別途ご案内をさせていただきます)



4. 寄附金の送金

本学園より私学事業団へ寄附金を送金します。



5. 寄附金受領書の送付

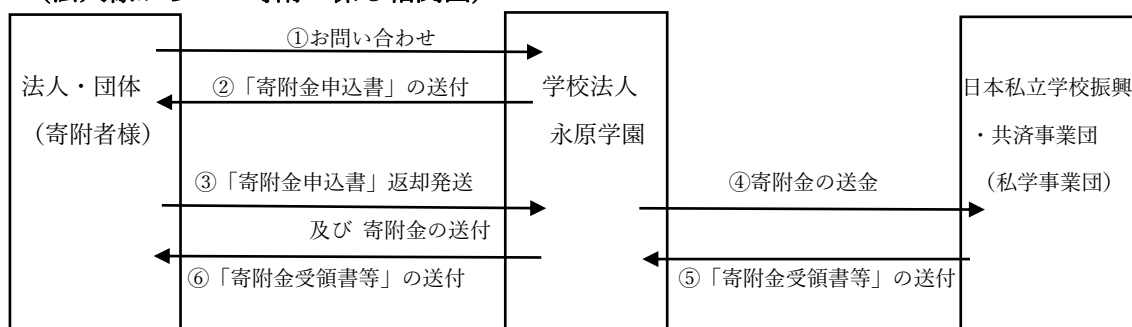
私学事業団より本学へ「寄附金受領書」が発行・送付されます。



6. 寄附金受領書の受け取り

本学より寄附者様へ私学事業団発行の「寄附金受領書」送付を送付します。

(法人様からのご寄附に係る相関図)





7. 法人税の申告手続き

私学事業団発行の「寄附金受領書」によって損金算入の手続きができます。

※ 損金算入日（領収書の日付）については、本学園が私学事業団に送金し、私学事業団が寄附金を受理した日となります。本学園にお振り込みいただいた日とは異なりますので、ご注意ください。なお、手続きの関係上、寄附金申込書を提出いただいてから2ヶ月程度要します。当該事業年度の決算期に損金として処理を予定されている場合は、遅くとも決算日から起算して2ヶ月前までに、本学園へお振り込みいただくよう手続きをお願いいたします。

「受配者指定寄附金」についての詳細は、以下の日本私立学校振興・共済事業団のHPをご確認ください。

https://www.shigaku.go.jp/s_kihu.htm